

死刑制度永久必要論

——その哲学的・理論的・現実的論拠——

重
松
一
義

- 一 総論的序説として
- 二 哲学的論拠からの検証
- 三 理論的論拠からの検証
- 四 現実的論拠からの検証
- 五 結語としての法的判断

一 総論的序説として

(一) 死刑問題への視点

刑事政策ならびに刑事法制史を生涯の研究対象として取組んできた者の人として、窮屈の刑罰である死刑の是

非を論ずることは、まことに難題であり胸のつまる思いを常とする。しかし、罪と罰を考える場合、これを避けて論じ得ないことは云うまでもないことである。この問題の私の所論とする立場は、短刀直入、結論的にいって標題の通りであり、いま私が、にわかにその必要論を主張し強調しているものではない。すでに古くから「倫理刑としての死刑永久存続論」⁽¹⁾など、小論を公けにしており、機会あるごとに学生諸君への講義、市民講座などでその考えをのべてきている。

したがつて、本稿でこれを改めて記すのは、単に法学部創設十周年記念論文というはしゃいだものではなく、当面する昨今の異常な兇悪犯罪事情、危機的な『いじめ』や大犯罪時代の到来を思わせる世相を直視すれば、研究者として本問題をより具体的に整理し、史的に説き起こし、より解り易く世に主張すべきだという自責の念に駆られるからである。

よつて総論的序説として、まず人が人を裁く裁判制度・刑罰思想を刑事法制史的に回顧し検証することに思いを致すことであろうということを考えられ、さらには、もう一つの歴史の階段を登るにしても、間もなく到来する二十一世紀という大きな年代的区分に立つ人類の巨視的反省・回顧として、本論は考えるべき深い問題を内蔵していることに気づくであろう。

(二) 古典にみる裁判思想と死刑

おもむろに東洋の刑罰思想の根源をひととく場合、死刑に該たる罪として、孔子は

一曰心逆而險 二曰行僻而堅 三曰言偽而弁 四曰記醜而博 五曰順非而飭⁽³⁾

を掲げ、戦国での逆心・虚弁などによる誅殺の故事になぞらえ、この五罪を天下の大惡とし、死刑でもつて臨むべ

きものと論じたと伝えられる。また孟子など儒家の思想としては「義刑義殺」という言葉があり、「春秋無義戰」⁽⁴⁾という用語をみるとごとく、これは正義の戦に立つ死刑の許容であり、恣意による乱用は許されぬことは、つぎの春秋時代の周王の言葉として伝えられる。

王曰、汝陳時臬事、罰蔽殷彝用其義刑義殺、勿庸以次汝封⁽⁵⁾

すなわち孔子も孟子も人間の性は善とし、人間の善意に立つ儒教的政治こそ王道政治の道であると説くことから、人を刑する前に、まず礼徳を教えるべきであるとの考えを示すのである。これに対し荀子は

法者治之端也、君子者法之原也⁽⁶⁾

と、法治主義こそ君子の道であるとし、その運用に人を得ることこそ大事であることを強調している。察獄の官(秋官・司寇・法官)と呼ばれる裁判官・検察官の理想像は、「周礼」において、取調べに当つては五聴(辞・色・氣・耳・目)といつた五感で洩れなく事犯の真相を認識する努力を求め。「三刺」といって独断・偏見・私情を挟む余地のないよう群臣・群吏・万民三者の意見に耳を傾け、裁量として「三宥」、すなわち不識・過失・違亡が介在する場合、その刑を軽くすべきであるとし、「三赦」といって、老人の罪、幼者の罪、心神耗弱や身体障害者の罪は不問とすべきであるとするのである。

このようにして刑の合理化、人道化への努力をなした刑罰の終局目的が「刑は刑なきを期す」⁽⁷⁾、「罪を憎んで人を憎まず」⁽⁸⁾ということとされている。これら東洋の古典的刑罰思想は、わが国が継承した中国の法『律令』(奈良・平安時代の法)として用いられ、曲節はあるが中世の式目法制、近世の公事方御定書の中に形を留め、寛刑思想として、時に応じ対象に応じ、名判官、名奉行のもと生かされてきたものである。政治犯罪など、時代により、個々につい

ては問題ある場合もあるものの、死刑はもとより重大犯罪への対応処断は、人類の長い経験に立つ思想を尺度として、連綿と継承されながら慎重に選別され、なおかつ現実に適用されていることが知られよう。より複雑な社会にある現代、死刑に該たる裁判はこれと変らぬプロセスの中で手続が進められ、それでも死刑の法的判断をなさざるを得ない実態と対象があることを思えば、それは厳粛に受けとめねばならぬと考えられるのである。

(三) 宗教・道徳・法律の分化と死刑

もう一面、死刑の存廃を論ずる前に考えてみる事柄として、人間が古代から現代に至る体験的社会観の変化を知ることと、人間の心の多様性・多面性・深層性について、謙虚できめこまかい理解を必要とし、それを踏まえた人間の実相と在り方を真摯に考えることであろう。

ローマ古法の代表的法典で紀元前四五一年に制定された十二表法 (*Iex duodecim tabularum*) をみれば、

畸形児は直ちに滅却することができる（第四表一）

他人を誹謔した者及び公然侮辱した者は人格消滅刑に処する（第八表一）

夜陰の盗人は之を殺すも適法である（第八表二）

白昼に発見した盗人は之を殺すことを得ない。但し兎器を以て抵抗する者は別段とする（第八表二二）

敵国を煽動してローマ国民に反抗せしめる者又は市民を敵国に引渡す者は人格消滅刑に処する（第九表五⁽¹⁰⁾）

といった生来的・外形的な理由、あるいは昼夜の別という恐怖の度合いによる差別のとともに、人間としての存在ないし人格を消滅させるという法が存在したことを知る。現代人の人権感覚では理不尽であり実に奇妙な法であるが、畸形児滅却の規定は、部族ないし市民の小国家の慣習的掟として、完全な身体を備えた強い児を育てることが部族・

市民社会を守り抜くことであり、これを弱体化するおそれのある新生児は不用とする考え方があつたと理解される。

ついで、印度を中心に、ビルマ、シヤム、ジャワ島、バリ島など、バラモン文化圏に広く影響を及ぼした『マヌ法典』(Manu-dharma-sātra, 略称 Manu-smṛti) をみれば、大罪として、¹¹

バラモンの殺害、スラー酒を飲むこと、(バラモンの金を) 盜むこと、尊者の妻と姦淫すること、及びかかる(犯罪人と) 交際をすること(大罪の項五五)⁽¹¹⁾

がその一例としてみられ、この他、高貴の身分を潜称したり、(未婚の) 処女と肉体的交渉を持つことなど、主として身分・性別についての厳格な掟が大罪として例示されている。また大罪に準ずるものとして

牛を殺すこと、供犠をなす値ひせざる者のために供犠をなすこと、姦淫、自ら売る」と、尊者、母、父、或は息子を遺棄すること、ヴェーダの学習、聖火を(放棄すること)⁽¹²⁾

自らの弟に、先に結婚することを許すこと、兄より先に結婚すること、(かかる)これら(の兄弟)に対し、娘を与える、或は彼等のために供犠をなすこと

といつた例示が多くみられる。さらに法として非体系的であるが、死刑に処すべき雑多な事項として、

掏模は初犯にしてはその二本の指を、第一回目に於ては、片手と片足を切斷すべし、第三回目に於ては死刑に処すべし

池を破壊する者は、これを水に(溺らしめ)、或はその他の単純なる死刑によりて殺すべし⁽¹³⁾

といった刑など枚挙にいとまがない。宗教的戒律・道徳律がそのまま法律として発効、その刑事訴訟手続においても

刑罰を手段として、王は、弱者の正当な権利を強者の不当な抑圧から守ることができる。刑罰というものがなかつたならば、いわゆる「魚の法則」にしたがい、いたるところで強者が弱者を抑圧し、のみ込んでしまつという無秩序状態がもたらされるといわれる。⁽¹⁴⁾

という刑罰觀のもと、

眞実は、人間の間では隠されがちなものであつても、神々の前には常に明らかであると宗教的に確信されていたからである。⁽¹⁵⁾

と、火、水・毒・秤などによるさまざまな神判がなされている。これらの考え方は、やがて密教的な刑罰思想とし、わが国に伝来、わが国固有の古神道と融合、八虐の大罪、不應為罪、不淨な近親相姦など忌穢祓除、僧尼の戒律、地獄思想に影響を直接・間接与え、中世の參籠起請・鉄火審判・肉刑（烙印・指切）や貞永式目の大犯三箇条（大番催促・謀反・殺害人、付たり夜討・強盜・山賊・海賊）への影響、果ては近世の御定書百箇条にみる主殺し、火附け、それに不義密通といった法となり、『女大学』⁽¹⁸⁾で知る女性への“三従の教え”ともなつてゐる原典である。

このような回顧から、古代は生活の営みに密着した素朴な慣習的撻が死刑をも肯定、中世においては自然を超越した力、いわゆる法王・聖人・尊者を媒体とした宗教的・道徳的規範が大きく死刑に関与しており、歴史時代が積み重ねられるにつれ、宗教・道徳・法律への分化がみられる。しかし、その根元は互いに連がつてゐるのであって、近代以前、人間の悪に対する評価・対応にさほど大きな差異はみられていない。とりわけ法はさらに分化、進化、やがて人類が宗教改革、産業革命、フランス革命を通過することにより、人種・信條・性別・社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されることがないとする法の下の平等が実現されるに至るので

ある。

しかし、このような現代であっても、わが国現行刑法ではつきのごとく一三種の死刑に該当する罪種が存在する。内乱罪、外患誘致罪、外患援助罪、現住建造物等放火罪、激發物破裂罪、往来危険罪の結果的加重犯、溢水による現住建造物等侵害罪、汽車電車等顛覆致死罪、水道毒物混入致死罪、殺人罪、尊属殺人罪、強盜致死罪、強盜強姦致死罪、

このほか特別刑法犯として、爆発物使用罪、決闘致死罪、航空機強取等致死罪、航空機墜落致死罪、人質殺害罪といふ五種の死刑該当罪種が定められており、併せて現行法では一八種が存在している。

二 哲学的論拠からの検証

(一) 東洋哲学による刑罰思考

歴史により編み出された合理的刑罰制度、人智とされる経験の積み上げにもかかわらず、現代なお、と云うより一層の兇悪犯罪が蔓延、その惡の深淵を見るにつけ、「人間とは一体何であるのか」との自問を改めてせざるを得ない。それにしても死刑の哲学的検証などということは、真理の前には不尊そのものであり、私ごとき書生が掲げる論題ではない。したがつて仮に掲げてみたということをことわりつつ、先人の人間性悪説、原罪論、弁証法的考察などの中から、それなりの論拠をさぐってみたいと思うのである。

そこで、通俗的見方というか仮説として、人間の行動原則は洋の東西、社会機構の如何を問わず欲望（物欲・金銭欲・性欲・名譽欲・支配欲など）に立つと考えられ、特に犯罪行動はその異常な欲望、歪んだ欲望に発すると考えられ

ようが、この欲望に発する犯罪規制、欲望を秩序づける手段として、礼を探り、これを強調したのが荀子である。

荀子は

人生れて欲あり、欲して得ざれば求むるなきこと能わず。求めて度量分界なれば争わざることあたわず。争えば乱れ、乱るれば窮す。先王その乱を悪くむ。故に礼義を制してもつてこれを分ち、もつて人の欲を養い、人の求めを給し、欲をして必らず物を窮めず、物をして必らず欲に屈せず、両者相持して長からしむ。これ礼の起るところなり。⁽¹⁹⁾

とのべ、人間は生れながらにして性悪であり、聖人が国家の統制方法として礼儀をつくり、人の性を矯めようとしたと説示するのである。このため「諸子百家」研究の権威である貝塚茂樹博士は、荀子をして

まず道家の唯心論的世界観を唯物論に改造し、認識論では孔子墨子のそれをさらに発展させ、道家の悟りの理論、名家の論理学、儒家の人道主義などを攝受、発展させて、矛盾のない哲学体系をうちたてた。⁽²⁰⁾

と評されている。荀子の門人である韓非子は、この事実上法の実体をもつ礼に、さらに先学の商鞅の信賞必罰・多刑少賞・重刑連罪といった思想を導入、一層厳しい法へと置きかえ、乱れた世を、厳しい国家支配の実現で建て直し治めさせようと、学説を築くのであって、貝塚博士はさらに

韓非子は臣下の上奏する言葉のなかの概念いわゆる名と、事実に現れた結果いわゆる形とを互いに参照する。

これが一致すれば、事実の正しい認識がえられる。この事実に現れた結果は三例より五例の方がいいというようにより多数であればより真理に近づくといつてている。この実践的な帰納論理は、名家たちの果てしない抽象的な論争、むしろ詭弁にぞくするような議論の空虚さに愛想をつかして、現実の実相を具体的に捕捉しようとする社

会の要求に応ずるものであつた。⁽²⁰⁾

と述べられている。商鞅の強力な権力強制成果は、

これを行なうこと十年で、道に棄てたものを拾わず、山に盜賊なく、家は足り人は足り、民は公戦には勇に、私闘には怯に、郷邑は大いに治まつた。⁽²¹⁾

と『列伝』は伝えているが、韓非子はこの商鞅の法治の実績を一層明確な法（術・勢を含む）により推進することを提唱したのである。よつて韓非子は

荀子のようすに礼によつて人間の利欲を規制するのではなくて、人間の利心をそのままに、民間の毀誉体系の中から国家の賞罰体系の中に移行させようというのである。⁽²²⁾

と評され、法治国家として用いられる死刑、法定の死刑という制度を、政治哲学として認識するに至るのである。

わが国は中国のこうした刑罰思想を律令以来吸収しているが、経世論・政治哲学から断罪したものとしては、近世の赤穂浪士の吉良邸討入りという仇討事件がある。この事件の処理についての考え方には一つの刑事思想・刑事哲学を伺うものがあり、幕府は幕儒荻生徂徠に意見を聴取したところ、

義は己を潔くする道にして法は天下の規矩（筆者注・物差しのこと）なり、礼を以て心を制し義を以て事を制す
（中略）若私論を以て公論を害せば此以後天下の法は立つべからず⁽²³⁾

という擬律書（答弁書）が出され、その意見どおり集団処刑（切腹による死刑）が執行されている。これは私論として世間的同情論・喧嘩両成敗とする意見などをみるが、公論と私論のけじめに筋を通したものである。ところで荻生徂徠の門人である太宰春台は「刑は政を乱り治を害する者を誅する法也」と死刑存置を主張、これにつき小野清一

郎博士も

「凡聖人の刑法を制し玉ふは、皆仁恕の道にて、一を殺して萬を生し、前を懲して後を戒めん為也」といふ根本的立場は徂徠と同一であるが、そこからして死刑・肉刑を肯定し、赦を禁ずべしとしている点、法家の的・霸道的色彩が濃厚である。徂徠が律を好んだのに対して、春台は寧ろ徳川刑法を可なりとしたかに思はれる」と評されている。⁽²⁶⁾ この太宰春台の弟である中井履軒は、磔は西洋の慘刑なりとして磔・焚刑・追放刑の廃止、永牢・徒刑の実施を唱えているが、このように公儀の刑法『公事方御定書』を叩き台とする死刑論の政策的分化を学者間でみたことは注目されるところである。

(二) 西洋哲学にみる刑罰思考

つぎに、罪をめぐる西洋の哲学思考に眼を転ずるに、キリスト教を中心とした罪の律法とその手続を、旧約聖書「出埃及記」や「民数紀略」第五章などで数多く知ることができる。⁽²⁷⁾ また宗教裁判所で教会法にもとづき科す罰penanceには、勿論死刑も含まれており、反面、義認 Justification という赦への思想(ローマ・カトリック教会では義化)がみられ⁽²⁸⁾、神が罪人を救す場合、その者が救いを受けるにふさわしいと認めることである。

それはともかく、哲学的思考は概ね「原罪論」を中心にして深められている。しかし、それは教理に無縁な者には非常に難かしい思考である。人間のはじめての罪を原罪 peccatum originale と呼ぶことは『旧約聖書』創世記第三章にあるが、そもそもキリスト教では人間の罪を祥らかに明示するのは神の言葉(命令・律法)とされている。ルターはこの原罪を『隠れた罪』 peccatum absconditum として詩篇第五一篇第七節に例示、「原罪の心のあり方としてルターはまず高慢 superbia をあげる。」これはアウグスティヌス以来の伝統である」と指摘する。しかし、死刑論とし

てこのルターの原罪論をもつてゐる」とは難しく、そもそも原罪論は、人間が人間をみつめ批判する悪の俗論・現実への解決論ではなく、聖なる信仰の内面的世界の問題といえる。

したがつて、むしろここでは悪の俗論までも引付け、死刑を含む刑罰論を流動的な現実感覚と視座、透徹したりヤリズムでもつて構築してゆくヘーゲルの思考に眼を向けねばならぬであろう。ヘーゲルの有名な言葉

「絶対者は理性であり、その本質は自由である」「理性的なものは即現実的、現実的なものは理性的である」ということは、人間自らが良心と知性のうえに立つてゐるという人間の自律性を強調するものである。ヘーゲルの哲学では善惡の「主張のどちらかを是とする決め手は、どちらも主觀的恣意（選択意思）に委ねられている」と説明せられており、反省的意思の有限態・衝動の弁証法・衝動的是非などが付帯して説明せられている。⁽³¹⁾ この思考はさらに伸展され、ヘーゲルがその著『ハイニヒトとシェーリングの哲学体系の相異』⁽³²⁾、「」の書物に於て、先ず哲学とは引き裂かれた調和を再び回復する」と（Wiederherstellung der zerrissenen Harmonie）との主張あることを指摘、この統一の理想（Idee der Einigkeit）が、やがてヘーゲルの刑罰觀をして

犯罪は市民の権利の侵害という実質内容をもつ、法律で規定された刑罰は犯罪を予防するという功利的な目的を有する、というフォイエルバッハの刑法理論は、その後否定されることになる。すでに、国家を非倫理的な市民保護のための装置としたカント、フォイエルバッハの考え方を否定し、国家は理性的・倫理的な実体であるとして、フォイエルバッハを批判していたのはヘーゲル（Georg Wilhelm Hegel, 1770-1831）である。

彼は、フォイエルバッハの心理強制説は、犬にむかって杖を振り上げて脅すように人間を扱うもので、人間を理性的な存在として取り扱わないものだと非難する。ヘーゲルによると、犯罪とは法の否定であり、刑罰とは犯

罪を再び否定することにより法と正義を回復するものである。刑罰は、犯罪と同価値のものを与えるという意味で「応報」であり、刑罰を加えることは、理性と倫理そのものである国家の権利である。犯罪者は自己の意思により犯罪を行なうものであるから、刑罰を受けることは彼の権利でもある。このように考えてこそ、犯罪者を理性的な主体として扱うことになる。⁽³³⁾

と説明されるとおり、刑法論の論拠となつてゆく。刑罰は犯罪によって引き裂かれ侵害された法の権威を回復させるため、行為者に与えられた応報とする近代刑法の客觀主義、応報主義理論に哲学的基礎を与えるに至つたのである。ここに人間が自ら生み出した実体を自らの責任で制禦しようとする意思を提示、死刑問題への対決に貴重な示唆をもたらしていることが知られる。

三 理論的論拠からの検証

(一) 刑法論上の死刑存廢論

序説をはじめとして、死刑問題と取組むための、先学の思想・哲学・歴史的経緯などの学習を試みたが、死刑問題は近世、特に啓蒙期に人道主義的立場から死刑廃止・監獄改良が刑事政策の中心的論議として浮上してくるのである。なかでもベッカリーアの『犯罪と刑罰』はその代表的なものであった。その死刑廃止の論拠は、国家が社会契約により成立している限り、社会契約中に人の生命を自由にすることは含まれていないというのである、しかし、この考え方の推進は、とかく契約・担保・保障という民事法的論理に擬制する傾きがあるといえよう。

理論構成をこの契約説でなく目的論として立論するのがリスト (Franz von Liszt, 1851-1919) であり、彼はダーウ

インの生物学的進化論に似た社会学的進化論ともいってべき合目的的な思考の發展論理に立ち、刑の目的もそこにありとして、人格の社会的危険性の要素・環境的因素に重点を置くものである。よってこの説を支持する学派を新派刑法学派・目的刑主義と称され、近代の死刑廃止論はこの理論を代表として具体化され派生するものである。わが国的新派・旧派の刑法論争は、旧派の小野清一郎、新派の牧野英一・正木亮らを代表として激しくおこなわれている。それは、おおむね、つぎのような論拠のもと主張せられている。

死刑廃止を主張する論拠

(イ) 国家の根本的自己矛盾として、死刑が国家の手による殺人、法の名のもとにおこなう殺人であるゆえ認めることができない。

(ロ) 神でない不完全な人間が同じ人間を裁くという行為であるため、誤判の場合には絶対的価値である生命の復活が不可能で適法手続に反したこととなる。

(ハ) 死刑には教育効果がなく、むしろ被害者およびその家族への贖罪、救済にあたらすべきである。

(二) 死刑には威嚇力すなわち一般予防の効果がなく、かえって人の心を残虐化させ、憲法でいう残虐刑に該たるものである。

(ホ) 刑務官は矯正教育を任務とするものであつて、死刑執行の任を命じることは、制度的にも使命的にも反するものである。

死刑存続を主張する論拠

(イ) 人を殺した者はその生命を奪われるとすることは一般国民の法的確信・国民感情である。人の命を奪つた者

への生命保証は人命尊重とはいえない。自らの妻子が殺されても廃止を主張し続けるものか疑問である。

(口) 死刑には威嚇力・犯罪抑止力すなわち一般予防の効果があり、兇悪犯に対する社会防衛・法秩序維持に不可欠である。

(イ) 死刑は被害者およびその家族に対する被害感情を満足させる国の代行行為である。

右の死刑廃止論は理のある限り謙虚に耳を傾けたいが、(イ)の国家の手による殺人という論拠は、近代国家が仇討など私人による自力回復行為・自力救済行為を認めない以上、国家の手による代行行為はやむを得ない。(口)生ま身の人間が同じ人間を裁くことは誤判のおそれがあるとする裁判官懐疑の論についてであるが、この懐疑の論を進めれば、軽微な犯罪はもとより一切の裁判は無罪で一貫しなければならないとの極論にも到達しよう。僅かな上訴者を除き、裁きを受ける殆んどの者が宣告刑に心服し、刑に服している実態をみれば、警察・検察・裁判への一般国民の信頼・付託の念および姿勢は変っていない証左といえる。世上において片や永山事件という逆転死刑判決、片や免田事件という再審無罪判決という対照的な判示を前にして、國民に大きな戸惑いがあることは反響として否定できないが、それは巨視的にみて極めて稀な例外であって、例外でなければもはや裁判制度は存続し得ない。戸惑いながらも世論はむしろ沈黙し、より冷静であるのも、そうした受け止め方にある。⁽³⁴⁾

(イ)の死刑に教育効果がない点については、死刑確定者の受けとめ方、反省贖罪の気持の有無にあり、被害者およびその家族への贖罪と救済にあたらすべきであるとする主張には難かしい心理的問題があるといえよう。果たして加害者から贖罪送金があつたとしても、被害者遺族が「有難う」と心の底から感謝の気持で受取ることができ得るものかは、通常の感覚として推察するまでもないことであり、現行監獄法上の作業賞与金で死を弁償するに値いす

る送金は不可能であるといわねばならない。ましてや被拘禁者が執行停止などで救済に赴くことは、制度的に不可能に近いと云わざるを得ない。

(2)の死刑に威嚇力（犯罪抑止力）がないという点についても、一九四五年西ドイツ憲法で死刑を廃止したとたん、兎も角も、銀行襲撃事件が続発しており、いちど廃止し復活した国もこの例にもれない。

(3)の刑務官による死刑執行は、現行職制上、合法的な職務命令の執行としてやむを得ず、刑執行という職務遂行の間は、他の自由刑（懲役・禁固・拘留刑）に対する矯正の処遇権限は一時停止されたと見做す職務執行法を、けじめとして設けるか、死刑囚自らの手で服毒死する執行方法等を考える以外にないであろう。

(2) 憲法論上の死刑合憲違憲論

死刑についての憲法判断は、法の適正手続 due process of law を含め、つぎの「」とく個々の判例により明らかにされている。

(1) 「憲法第一三條においては、すべて国民は、個人として最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし同時に、同条においては、公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に関する国民の権利と雖も、立法上制限乃至剥奪せられることを当然予想しているものと云わねばならぬ」、「死刑は窮屈の刑罰であり、また冷厳な刑罰ではあるが、刑罰としての死刑そのものは、憲法第三六条のいわゆる残酷な刑罰に当たらない」（昭和二三年三月一二日最高裁判所大法廷判決・刑集一卷三号一九一頁）

(2) 「死刑の規定は、憲法第九条はもちろん、同法一二条、第二六条のいずれにも違反しない」（昭和二六年四月一八日最高裁判所大法廷判決・刑集五卷五号九二三頁）

(イ) 「国民の生命は極悪な犯罪人のそれより貴重であり、社会全体の根本的な法益に対する極悪な侵害を社会公共の福祉達成のため一般的に予防するのに、本法は死刑を存置するものである（昭和三一年一〇月一九日東京高等裁判所判決・高刑集九巻一〇号一一〇三頁）

(二)

「絞首刑は、憲法第三六条に違反しない」（昭和三〇年四月六日最高裁判所大法廷判決・刑集九巻四号六六三頁）

(三)

「死刑は憲法第二五条に違反しない」（昭和三三年四月一〇日最高裁判所第一小法廷判決・刑集一二巻五号八三九頁）

(四)

「絞首の方法を定めた絞罪器械図式は、現在法律と同一の効力もつものとして有効に存続しており、これによつて執行することは憲法第三一条に違反しない」（昭和三六年七月一九日最高裁判所大法廷判決・刑集一五巻七号一一〇六頁）

(ト)

「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならぬ」（昭和五八年七月八日最高裁判所第一小法廷判決・刑集三七巻六号六〇九頁・判例タイムズ五〇六号七三頁）

(ナ)

「死刑の確定判決を受けた者が、刑法一一条一項に基づき監獄に継続して拘置されている場合には死刑の時効は進行しない」（昭和六〇年七月一九日最高裁判所第一小法廷判決・判例時報一一五八・二八）

四 現実的論拠からの検証

(一) 連續する兇悪事犯の実態

さて死刑をめぐる司法理論はこのごとく緻密となり、司法の姿勢は極めて慎重となつてゐるが、戦後の犯罪の実態を巨視的にみる場合、戦前の事犯には愛憎愛欲によるものなど、加害者の殺意に至るまでの事情に十分な理窟と筋がある人間関係のもつれによることが多く、第三者の同情を誘つものがあつた。しかしながら戦後の重大犯罪は、愛欲でなく物欲、とりわけ金銭トラブルに起因する事件がほとんどであつて、死刑が適用される罪種は強盗致死罪（刑法第二四〇条）がトップであつて、ついで殺人罪（刑法第一九九条）がづづくという順位となつてゐることによつても明らかである。それも手口は大胆かつ計画的、陰湿で動機が理解し難く、あるいは衝動的で無差別な方向へと大きく傾斜、車による広域化・機動性が著しいことを特徴とする。これは明らかに罪質に大きな変化をみせてゐることを指摘しなければならない。しかも東京都府中市での三億円強奪事件をはじめ、グリコ森永事件など、重大事件に未解決・迷宮入りとなる事例が多いことも特徴とするのである。

昨年（平成六年）のわずか一年間においても医師による筑波母子殺人事件、井の頭公園バラバラ殺人事件、住友銀行名古屋支店長短銃殺害事件、松本サリン大量中毒怪死事件、松戸ファミレス短銃強盗殺人事件、富士フィルム専務刺殺事件、都立病院医長短銃殺害事件、日本テレビ小包郵便爆弾暴発事件、埼玉県行田の愛犬家連続失踪事件などと続いており、アメリカ型銃犯罪が多発、まさに大犯罪時代の到来を思わせる異常な実態にある。それのみか少年非行の域をはるかに超えた異常な“いじめ”は、ますますエスカレート、近年問題となつた少年

のコンクリート詰殺人事件（女子高校生監禁殺人事件）、名古屋のアベック殺人事件、山形県の中学生マツト賣巻き庄死事件、東京中野の富士見中学での鹿川裕史君葬式ゴッコ自殺事件などと変わぬ深刻な事件や、愛知県西尾市の東部中学校二年生大河内清輝君（二三歳）の“いじめ”自殺事件がある。いじめた同級生の少年グループは、清輝君を水漬けにしたり喝したりしながら百万円以上の金錢を巻き上げ豪遊するというもので、それは少年の悪ふざけや“いじめ”などというものではなく、れっきとした成人の組織暴力団の恐喝・集団リンチと、なんら変る所のない悪質犯罪であった。加害の少年が遊びのつもりだったなどという弁解が子供であっても通るものであろうか。全校集会で若い男の教師が「命をおもちゃにしていいのか、死と引換えに勇気を出せ」と生徒に向け絶唱しているが、野放しの“いじめ”は、やがて成人に達しての死刑に該たる犯罪の予備行為となろう。

さらに平成六年八月八日、千葉地方裁判所刑事第一部で犯行当時一九歳の少年Sが死刑の判決を受けているが、柳田一家四人惨殺事件という類い稀な少年事件である。その事実関係の全貌は『文芸春秋』——少年法を問い合わせ——十九歳の「冷血」（平成六年一〇月号所収）と題し伝えられるとおりで、少女を強姦、無抵抗な家族を虫けらの如く次々と刺殺しており、「人間の片鱗すらみせぬ極悪非道、残酷無惨の極み」と記述せられている。

少年法第五一条は「罪を犯すとき十八歳に満たない者に対するは、死刑をもつて処断すべきときは、無期刑を科し、無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科する」ということで、十八歳以下の少年については殺人をなしても罪を問われない。ただ満十八歳以上二十歳未満の少年については、死刑は選択刑として裁判官の裁量に委ねられている。少年法の量刑についての特則といわれる規定である。すなわち、少年の刑事案件の量刑については、少年法の定める特則の趣旨を考慮しなければならないが、犯罪の内容が重

大、悪質で、社会秩序維持の見地や健全な正義感情等の面から厳しい処罰が要請され、被害者の处罚感情の強さを首肯できるよつな場合（猥褻目的拐取、監禁、強姦、殺人、死体遺棄事件）には、少年の未熟性、可塑性等にも適切な考慮を加えつつ、事案の程度、内容等と均衡のとれた刑を科すべきであり、またそれが、少年の改善更生にも適し、少年法の理念に沿うことにもなる（東京高判平成三年七月一二日、高刑四四巻二号一二三頁、いわゆる女子高生監禁殺人事件判決⁽³⁵⁾）

と判示されている。ところで本件柳田一家四人殺害事件の弁護士はこの少年法の特則の趣旨を踏まえ

「被告人は、本件犯行時十九歳一ヶ月の年齢にあり、少年法五一条によつて、死刑が禁止される犯行年齢に一年一ヶ月余加齡しているのみである」と主張、

「最初に祖母の文代さん（仮名）殺しについて、被告人は異常な潔癖症で、（異常気質の被告人にとつて、文代さんから顔面に唾を吐きかけられたということは甚大な精神的衝撃で、完全に常軌を逸し、とつさに同女の頸を締めるという兇行にしてしまつた）といふのである。

めつた刺しされた母親の徹子さん（仮名）については（そもそも、この時被告人は徹子さんの背中を右包丁で刺しても死ぬとは思つていなかつた）とする。なぜなら「被告人は犯行時一九歳になつたばかりの未成年者であつて、医学的にも社会的にもあらゆる知識に乏しい上に（中略）人間はどの部位にどの程度の打撃を加えれば死に至るのか知りようもなかつた」からだ⁽³⁶⁾

と弁護している。弁護の要約記事とはいゝ、十九歳がいかに医学的に、人間の成長段階で未熟であるかの強調弁護であるが、死に至る程度の認識を欠くとする主張にしても、殺人の実行行為の進行中の性格描写をして、潔癖性な

どという用語を用いる表現にしても、被害者への心情と行為の実態認識を欠いた、余りにも弁護のための弁護といふ不適切で稚拙な詭弁的表現が眼につくところであつて、十八、九歳がこれほど自己責任がもてぬ年齢と担当弁護士自体が認識している点に、甚だもって疑問とするものである。

とかく少年事件は社会の鏡、大人社会の姿を反映したものといわれ、もつともと考へるが、昨今の少年事件、大人顔負けの事犯の内容とその扱いをみるにつけ、問題点は十八歳・十九歳が、果してこれほど責任のもてぬ年齢かという点の再検討に思いを強くするもので、少年法の少年の人権・将来性の強い配慮から、一般市民においても事実関係の確認ができず、事実の報道がなされ得ず、少年の仲間意識から、どうせ未成年で罪にはならないんだからという開き直りと、ゴネ得、口裏合わせ、しら切りが風潮化、捜査にも大きな制約をもたらしていると考えられる。また加害少年を保護する理念が深く強固であるため、被害者保護・被害者感情と合い容れない矛盾を強く招集していくことも注目すべき事実である。少年にからむ死刑の問題は、予想もしたくない問題ではあるが、成人の死刑問題と対比し、いま最も真剣に討議し、その運用と法改正に歴史が絞られねばならぬ時である。

(二) 疑似問題の比較と世論の動向

死刑の問題は善良な市民にとり、例外的・特殊な遠い問題として聞こえようが、そうではない。人間が死と遭遇。対決し、あるいは死をもつて清算しようとする危機的場面は、政治的、社会的、個人的に存在するのであって、その数つかを挙げてみよう。

(1) 善良で律義であり、これまで犯罪と無縁である者が、葛藤と危機の渦中に置かれ、遂に妻子を殺害するに至る事例、すなわち突然の事業失敗とかサラ金地獄による一家無理心中という、いわゆるゼーリッヒの分類による現

象学的犯罪類型中の危機犯罪者と呼称される対象である。これも心境的対応として、次元・領域を異にするが死刑類似事実（民事上の死刑と疑似仮称）として、現実の死刑と比較を考える素材であろう。

(b) 末期ガンの告知や安楽死について、これも心境的対応と生存装置の除去をめぐり、死刑類似事実（医療上の死刑と疑似仮称）として、現実の死刑と比較を考える素材であろう。

(b) いじめ自殺について、これは先述のごとく、「死ね」「バイ菌」「鹿頭」（無視の陰語）などの集団的言動の累積が、本人にとり死への葛藤（自殺念慮）・圧力・自己処罰・死への逃避となっているものであり、死刑類似事実（杜会上の死刑と疑似仮称）として、現実の死刑と比較を考える素材であろう。

(c) 戰争責任、ことに非戦闘員である現住民の空爆死の責任、病院船の攻撃責任などを除き、特にB・C級戦争犯罪者といわれる人々の中にもみる無実の中間監督責任を問う刑死（国際法上の死刑と疑似仮称できるか否か別論として）も、平時の死刑と比較を考える素材であろう。

(d) このほか殺し屋に執拗に狙われ追跡せられた拳銃暗殺された者、被疑者・参考人として取調べ段階にある者が銃撃戦で抵抗死したとか射殺された場合なども、裁判を経ない死刑類似事実（捜査上の死刑と疑似仮称）として、現実の死刑と比較を考える素材であろう。⁽³⁷⁾

これら一連の比較は、一見、次元的にも問題対象としても本来の死刑問題と唐突無縁とみられようが、考えさせられる比較上の問題があるものである。さらに死刑執行方法について

- (a) 出来るだけ苦痛なく犯人を死に就かしむることが考えられなければならない。
- (b) 出来る限り残忍な執行方法は避けられねばならぬ。

(c) 執行に着手したならば確実に且直裁に其目的が達せられねばならぬ。⁽³⁸⁾
 (d) 瞬間、無苦痛死。⁽³⁹⁾

という刑事政策上の意見があり、現実その配慮が静かになされている。兇悪非道な事件の死刑囚の刑執行についても、これだけの人道的配慮が学理に限らず実務的に存在する。犯人・加害者の生命保障のみを局所的に強調、しかも死刑廃止論を兇惡犯罪が惹起している世情の実態に逆らいあまりに強調すると、善良者でありながら、唯々耐えている被害者遺族、避け得ない死と対決している人々は勿論、なお未解決の死刑類似事実を数々抱えている一国の政治として、それを支える国民として、死刑廃止論に一種の空々しさを感じるのは、その眼にみえぬバランス感覚というものであろうか。総理府の世論調査でも

左図のごとく過去最高の数字でもって死刑存置（容認）を世論は支持しているのである。

わからぬ	死刑存置	死刑廃止	昭和四二年	昭和五〇年	平成元年	平成六年
一三%	一六%	七一%		五七%		
二三%	二二%			六六・五%		
一七・八%	一五・七%			一三・六%	七三・八%	
	一二・六%					

五 結語としての法的判断

(一) 死刑の存在価値

ところで私は、世論調査の数値的結果でもって死刑制度が妥当と主張するものではない。死刑制度は賛成多数といつた多数決の原理で決まり、あるいは決めるべきものではなく、もつと深い永遠不動の哲理を見据え決せられるものと考えている。ただ兇悪事件が続発する現在、死刑存続を支持するこの反応は、文明国家の、秩序維持のパロメーターとして実に鋭敏な反応であり、国民が犯罪から自衛しようとする健全な感性にあることを知るデーターと判断したい。

なぜならば、私は死刑制度は人類と獸類とを区別するレフリ―、分岐点として存在すべきものとの認識にあり、たとえ千年、万年兇悪犯罪が起らぬとも、人類自身の戒めとして、錮しとして、法として掲げつづけて置くことが、人類の叡知であり、見識であり、人間の尊厳と考えるからに他ならない。法は存在すること、すなわち、たとえ適用されずとも厳然として存ることに意味があり、これほど重大な存在価値ある死刑制度を、時に試行、時に一時停止、時に暫定的廃止、そして復活すること 자체に誤りがあると云わねばならない。死刑制度は恒星のごとく永久に存在してこそ人間の真価を問うものなのである。ひと口に言つて、死刑の法条を法典から消去すれば社会の秩序が立ち、死刑廃止を看板として掲げれば文化国家の証しであるなどというほど、人間は、社会・国家は単純なものではないのである。

現行法の運用状況を『犯罪白書』『司法統計』などでつぶさにみる場合、死刑適用率はきわめて厳格に絞られてお

り、法定刑で死刑に該当する殺人百件に一件にも充たぬ一%以下の寛大な適用率にある。東洋の「罪を憎んで人を憎まず」という寛刑思想は、現代、一層具体的に生かされていることを再認識すべきであろう。それでも現行法上、兇悪の事実が死刑に該たると判断すれば、キツパリと死刑に該たると法的判断は示されねばならない。それが司法に託された公正な使命なのである。それが許されない、それが適用されない、それが執行されないというならば、そもそも執行できないものは法でも制度でもないと反論しなければならない。私は法定刑・宣告刑に続くもう一つのハーダルとして、倫理刑の照射という最後の検証を試みようと、かねて主張するが、それは次の通りである。

司法による宣告刑は、この倫理刑の照射により国民的追認もしくは修正の機会をもつとするのである。修正とは刑の宣告と執行を別問題とする考え方である。しかしながら倫理刑の骨子はあくまでも素朴な国民大衆の正義感を基調とするものであることを忘れてはならないのであって、それが錘りとして存る限り社会は健全である。

動機において同情の余地なく、その手段結果が残虐かつ異常であり、遺族らの精神的経済的被害感情が余りに深刻であるような重大犯罪については、赦というよりその正義の声えにそつた対応がなされねばならない。対応とは感情としての応報、権利としての応報を言つものではなく、「その行為は何人が判断しても死刑に該たるべきだ」と、人倫の合意として確認し合った場合である。そこに人間が英知と主体性を自ら保ち戒める死刑制度の価値を見出すのであり、他ならず獸類と区分される永遠の証しと誇りと努力目標の存在を自認しよう。

怖いもの知らず、懲りることも知らず、恥じることも知らず、反省することも知らず、口先だけの合理化、自己弁護に終始、心を置き忘れた世紀末の現代人に、倫理なき繁栄、倫理なき平和は許されない。ましてや、そうした世相風潮にある今日、被害者の痛みという現実から眼をそらし、自ら手を下さず、加害者的人権や助命の

みを強調する死刑廃止論は無責任な樂觀論にしかすぎない。法的けじめとして法体系の極限に死刑を据える倫理刑は、この意味で永遠に存在しなければならない。ただ法としての死刑制度が風化し化石として放置された形で永遠に存在し得るとするならば、それほど意味あることはないのである。⁽⁴⁰⁾

(二) 新世紀に向けた死刑制度の新展開

戦後、死刑問題についての国際的動向は、一九四八年(昭和二三年)、国際連合総会において採択された『世界人権宣言』を踏まえ、一九七九年(昭和五四年)『市民的及び政治的権利に関する国際規約』(人権B規約と呼ばれる)など、一連の死刑廃止へと導びく条約の制定・加盟という形で、国際的な死刑廃止運動が進められてきた。私は人権宣言でいう人類社会の自由・正義・平和の基礎である人権を差別なく認め合うという趣旨、ならびにその趣旨を理想とする国際的基準(準則)を認め合おうとすることには何の異論もあろうはずではなく、強く支持するところであるが、ただこれを論拠に死刑廃止を国際条約で固定し、規制し、強制しようとする方向と動きについては賛成し難いものである。

これらの考へが胸中にある折、平成六年一二月七日、ニューヨークでの国際連合第三委員会(社会・人道・文化問題の部門)で、イタリアは、これら一連の死刑廃絶条約への加盟や批准を勧奨、西暦紀元二〇〇〇年までに全世界各国の死刑執行停止要請など、いわゆる死刑の段階的期限付廃止を促がす決議案を提案、シンガポールの反対修正意見により、票決で否定されるという注目すべき経緯がみられた。その票決は反対修正に賛成三六、その修正に反対四四、棄権七四の反対意見で否決されたものであるが、圧倒的多数の棄権は、死刑という国内行政・司法の問題を条約で拘束されるということに気付き、回避の意思表示をしたものであり、シンガポールの「重大犯罪に死刑を適

用する法的措置の決定については、主権の問題、すなわち各國政府の国内問題で、国連が介入すべき問題でない」とする意見は、まさに正論、正しいものであった。

そもそも死刑廃止国が文化国家であり、死刑存置国が野蛮国で後進国などといったラベリング感覚は、文化国家を装う内政干渉のおせつかいな踏み絵であり、外面を取りつくろうメーリングと云つてよいであろう。死刑に相当する犯罪が惹起するということは、その国にとりまことに不幸であり恥じ入ることであるが、国は異なつても人間の住む社会、それはあり得ること、起こりうることであり、自國の現実の社会悪に眼を向け、真っこうから立ち向かってゆくことこそが、内政としての、現実問題としての死刑採否の問題である。茫漠たる地球単位の国際条約で形だけの条文により死刑を廃止し、死刑に該たる犯罪を、例えば国連警察軍が海外派兵してまで監視し取締まることは出来得ないのである。

よつて死刑に該たる犯罪の防遏は、各國がその歴史と国情にそい無くしてゆく當々たる努力と対策が新世紀への課題となるのであって、思いつくままに私見を例示すれば、つぎのような考え方を見直し、育て、あるいは認識しきめこまかく実践してゆくことであろう。

その一つは、敵意のない社会復帰の場の再構築⁽⁴¹⁾といふことで、小さな過ちは小さく摘み取り大きく傷つけない。白眼視で前科を重ねることのないよう、兇悪犯罪の動機づけを未然に防ぐ、そつした賢く大らかな社会全体の刑事政策的学習が必要とされる。

その二は、古典に学ぶことである。重罰で聞こえる韓非子の意見として、

彼は軽罪者に殊に重くすべしといふ。彼の考えによると、重罪は人の犯し難いものであるが、軽罪は人の犯し

易いものであり、又、改め易いものである。故に軽罪に重罰を加えると人は之を犯さぬよう注意し、又、犯しても容易に改める。軽罪を犯すものがなくなれば、重罪は自ら止むであろう。⁽⁴²⁾

との考え方がある。あまのじやくな逆説と考えられようが、初犯、初めての間違いこそ、厳しい罰で臨む。これが加速的に悪の淵へ転落してゆく歯止めとなるという考えも見直すべきであろう。

その三は、死刑が国民認知の最高刑として明文化されているということは、それは事前の教育効果をもつものであるという倫理と教育観を、義務教育の段階から育てるべきである。

その四是、警察・検察・裁判という司法を形成する諸機関が、尊敬され権威をもつ、そういう先進国こそ、逆行を誇りをもつて死刑制度を存続させる資格があると考えるべきである。

その五は、市民の参加協力を含め、適正な捜査・裁判のスピード化をはかり、兇悪一次犯罪（連続犯罪・派生的鎖犯罪）の防止、遅滞処罰に対する私的救済事犯の防止に配慮し工夫すべきである。

その六は、前田勲男法務大臣が、平成六年一月二十五日、死刑執行の公表につき「時代は情報公開に向かっており、国民の知る権利を踏まえ、関係者のプライバシーなどの問題を考慮しながら、許される範囲で検討したい」と、読売新聞社の取材に対して答弁しているが、執行は密行主義でも、社会の耳目を衝動させた大事件の結末は、そうした配慮・制約のなか、同時に事実関係を公開し報道することにより、社会への他戒的一般予防的効果を与えるべきである。

私はこうした理由から、死刑の法的判断が人命についての深い認識と、法というものの理解、そして人間としての倫理の集積を合わせた結論として、慎重になされるものであるならば、それはやむを得ぬこととして、その結

論を尊重したいと考える。よって、死刑制度は人間のみが万物の靈長として自らが獸類と区別する誇るべき永久不变の制度であり、錐りであり、自らへの戒めであると共に、人類ある限り永久に存続させねばならないと考える。⁽⁴⁴⁾ 人類はいまだ神のごとく円熟し、適切な自己制禦 self control に到達していないという認識にあるからである。死刑制度は人類にのみ課せられた、人間の自律性を問う永遠の課題なのである。

- (1) 重松一義「倫理刑としての死刑永久存続論」『ジュリスト』七九八号六六頁・有斐閣・昭和五八年
- (2) 重松一義『刑事政策の理論と実際』雄山閣・昭和四九年、重松一義『刑事政策講義』信山社・平成二年
- (3) 『孔子家語』始説第二の項
- (4) 『孟子』尽心下の項
- (5) 『書經』唐誥の項
- (6) 『荀子』君道篇
- (7) 『孔子家語』刑政篇
- (8) 『孔叢子』
- (9) 仁井田陞『中国法制史研究』刑法・東京大学出版会・昭和三四年
- (10) 未松謙澄『欽定羅馬法学提要』(ウルピアーヌス羅馬法範) 私書版・大正五年、船田享二『羅馬法』岩波書店・昭和一八年、原田慶吉『ローマ法』有斐閣・昭和二四年。
- (11) 田辺繁子訳『マヌ法典』三三四頁・岩波文庫・昭和二八年
- (12) 前掲注(11) 三三四頁・三三五頁
- (13) 前掲注(11) 三〇一頁

- (14) 白井駿『古代インドの刑法思想』一四四頁・白順社・昭和六〇年
- (15) 前掲注(14)一九八頁
- (16) 梅原猛『地獄の思想』中央公論新書・昭和四二年、重松一義『地獄絵の世界と刑罰』——河鍋暁斎の作品を中心として——、中央学院大学総合科学研究所紀要第六卷一号・昭和六二年
- (17) 重松一義『日本法制史稿要』敬文堂・昭和六二年、重松一義『江戸の犯罪白書』PHP研究所・昭和六一年
- (18) 重松一義『大江戸女ばなし』PHP研究所・昭和六三年
- (19) 『荀子』札論篇・貝塚茂樹『諸子百家』一七一頁・岩波新書・昭和三六年
- (20) 前掲注(19)『諸子百家』一七四頁
- (21) 『列伝』、小野澤精一稿『商鞅』『講座東洋思想』(宇野精一・中村元・玉木康四郎責任編集)4—中国思想III一六一頁・東京大学出版会・昭和四七年
- (22) 前掲注(21)一九四頁
- (23) 萩生徂徠『政談』、前掲注(2)『刑事政策の理論と実際』五四頁
- (24) 太宰春台『経済録』、重松一義『日本刑罰史年表』八四頁・雄山閣・昭和四七年
- (25) 小野清一郎『刑罰の本質について・その他』四〇〇頁・有斐閣・昭和三〇年
- (26) 太宰春台『年成録』『恤刑茅議』
- (27) 『旧約聖書』、重松一義『法学概論』——現代法学の基礎——四二頁「モーゼの律法の項」・成文堂・昭和五八年
- (28) 「新約聖書」・元パリサイ人であった聖パウロSt. Paulの書簡で強調されている。
- (29) 竹原創一稿『ルターの原罪論』・谷口茂編『宗教における罪惡の諸問題』七六頁・山本書店・平成三年
- (30) 『ヘーゲル『法権利の哲学』一五一頁・三浦和男他訳・然未知谷・平成三年、『ヘーゲル全集』岩波書店・昭和六年
- (31) 前掲注(30)一五三頁・一五四頁

- (32) 淡野安太郎『哲学思想史』一二三四頁・勁草書房・昭和二四年
- (33) 町野 朔稿「犯罪と刑罰」——刑法学派の系譜——・三井誠・町野 朔・中森喜彦共著『刑法学のあゆみ』一九〇頁・有斐閣新書・昭和五三年
- (34) 前掲注(1)六六頁
- (35) 『判例六法』一二四五頁・有斐閣・平成六年版
- (36) 飯島眞一稿「少年法を問い合わせる」『文芸春秋』一九七頁・平成六年一〇月号
- (37) 重松一義「死の解決をめぐる刑事法思考」・青山学院大学法学部ゼミナール委員会編『法ゼミ誌報』第一二号所掲・昭和五三年
- (38) 不破武夫『刑事上の諸問題』一四〇頁・弘文堂・昭和二五年
- (39) 小川太郎『刑事政策の推移と問題』四〇頁・立花書房・昭和四五年
- (40) 前掲注(1)・六六頁
- (41) 大谷實『刑事政策講義』三二七頁・弘文堂・昭和六二年
- (42) 狩野直喜『中国哲学史』一二四〇頁・岩波書店・昭和二八年
- (43) 平成六年一月二六日・読売新聞記事「死刑執行公表を検討」の項
- (44) 平成七年三月二〇日・東京・地下鉄の毒ガス『サリン』無差別大量殺傷事件などは、その典型的な例証である。